

報告第 23 号

小城市における幼稚園・保育園の適正配置等に関する庁内  
検討会設置要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

三日月幼稚園の認定こども園化等により設置要綱を一部改正した  
ため報告する。

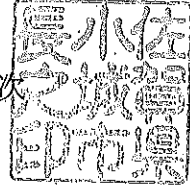


小城市訓令第 10 号

小城市における幼稚園・保育園の適正配置等に関する庁内検討会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日

小城市長 江里口 秀次



小城市訓令第 10 号

小城市における幼稚園・保育園の適正配置等に関する庁内  
検討会設置要綱の一部を改正する訓令

小城市における幼稚園・保育園の適正配置等に関する庁内検討会設置  
要綱(平成 29 年小城市訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小城市における幼稚園・保育園・認定こども園の適正配置等に関  
する庁内検討会設置要綱

第 1 条中「幼稚園・保育園」の次に「・認定こども園」を加える。

第 3 条中「、まちづくり推進課長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

報告第23号 小城市における幼稚園・保育園の適正配置等に関する庁内検討会設置要綱（平成29年小城市訓令第1号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>小城市における幼稚園・保育園の適正配置等に関する庁内検討会設置要綱</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 小城市における幼稚園・保育園_____（以下「幼稚園等」という。）の適正配置並びに小城市立幼稚園等の再編計画、民営化に関する検討及び課題の整理を実施するため、小城市における幼稚園等の適正配置等に関する庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第3条 検討会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 総務課長、財政課長、企画政策課長、<u>社会福祉課長、まちづくり推進課長</u>、教育総務課長、保育幼稚園課長</p> <p>（3）（略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>小城市における幼稚園・保育園・認定こども園の適正配置等に関する庁内検討会設置要綱</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 小城市における幼稚園・保育園・<u>認定こども園</u>（以下「幼稚園等」という。）の適正配置並びに小城市立幼稚園等の再編計画、民営化に関する検討及び課題の整理を実施するため、小城市における幼稚園等の適正配置等に関する庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第3条 検討会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 総務課長、財政課長、企画政策課長、<u>社会福祉課長_____</u>、教育総務課長、保育幼稚園課長</p> <p>（3）（略）</p>